

令和2年5月8日

保護者の皆様

守口市立八雲東小学校
校長 町田 紀明

守口市立学校における新型コロナウイルス感染症に係る臨時休業の措置について

保護者の皆様におかれましては、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、臨時休業等に関しまして、ご理解を賜り誠にありがとうございます。

この度、守口市教育委員会より連絡がありましたとおり、引き続き5月11日から5月31日までの間につきましても臨時休業となります。

臨時休業中の期間においては、児童の心身の状況等に配慮する観点から、下記のとおり、登校日等を設定しますので、保護者の皆様におかれましては、引き続きご理解とご協力を賜りますようお願いいたします。

記

1) 登校日について

児童の健康観察及び家庭学習等を把握し、再開後の教育活動を円滑に実施するため、下記のとおり登校日を設定します。

※密の状態を避ける(教室を一定の人数で分ける)ため、担任以外の先生が見守りを行う場合もあります。

※登校しない場合でも欠席扱いとはしません。

※お子様に発熱等の風邪の症状がみられるときは、自宅で休養するようにしてください。

【欠席の場合は、その旨をご連絡ください。】

※原則、自宅を出る時点から帰宅するまでのマスクの着用をお願いいたします(手作りマスク可)。

なお、やむを得ずマスクの準備が難しい場合は、咳エチケットのためのティッシュやハンカチを必ず持たせてください。

※教室のドア及び窓を開けた状態で過ごしますので、体温調節できるよう上着等を持たせてください。

※安全確保のため、登校班での登下校とするとともに、登校班を単位とした一定のまとまりごとに、下記のとおり、大きく3グループに分けて登校します。

1. サンマークスA・B・C・E・F : 【5月13日(水)・18日(月)・21日(木)・26日(火)】
2. サンマークスD・G、DSR : 【5月14日(木)・19日(火)・22日(金)・27日(水)】
3. 八雲東町 : 【5月15日(金)・20日(水)・25日(月)・28日(木)】

【登校方法等】 通常通りの集合時刻・場所からの集団登校をお願いします。

(※午前10時30分頃を目途に集団下校します。)

【持ち物】 上靴(貸出はできません)、標準服、標準帽、ランドセル、けんこうかんさつカード、マスク、水筒、筆記用具、連絡帳、上着(必要に応じて)、ティッシュ、ハンカチ、家庭調査票、健康調査票、緊急時引き渡しカード、配付済みの学習課題等

※1年生は、「独立行政法人日本スポーツ振興センター災害共済加入申込書」を担任にご提出ください。

※1年生で集団下校せず、「子どもの居場所(裏面)」を活用する場合は、毎回連絡帳でご連絡ください。

2) けんこうかんさつカードについて

現在使用している「けんこうかんさつカード」に、朝の検温及び風邪症状の有無をご記入いただいたものを登校時に持たせてください。

【裏面もあり】

3) 臨時休業中の過ごし方について

※引き続き感染予防等に努めるため、不要不急の外出を避け、手洗いうがい、咳エチケット等の感染予防にご留意いただきますようお願いいたします。

※免疫力を高めるため、十分な睡眠、適度な運動やバランスの取れた食事を心がけるようにしてください。

4) 始業式について

6月1日(月)とします。

5) 児童生徒の心のケアについて

臨時休業期間中につきましても、スクールカウンセラーの活用が可能ですので、必要な場合は学校へお問い合わせください。(以下のリンクは、大阪府スクールカウンセラーからのメッセージです。)

http://www.pref.osaka.lg.jp/attach/38423/00000000/scmessage_shou.pdf

6) 子どもの居場所の確保について

① 臨時的な児童の受け入れについて

5月13日(水)からの分散登校の開始に伴い、小学校等3年生以下の児童について、監護する者がいない等、真にやむを得ない場合に限り、午前8時から正午までの間、学校で居場所を確保しますので、詳細は「臨時的な児童の受け入れ 実施要項」(※1)の内容をご確認いただきますようお願いいたします。

なお、申請の際は「臨時的な児童の受け入れ 利用申請書」(※2)に必要事項をご記入の上、申し込みください。

【※1※2について】

- ・ 守口市HPにてご覧いただけますので、印刷の上、ご記入ください。
- ・ 印刷ができない場合は学校にてお渡ししますのでご相談ください。



http://www.city.moriguchi.osaka.jp/lifeinfo/kakukanoannai/moriguchishikyoikuinkai/kyouikuinkaijimukyoku/gakkokyoikuka/rinji_ukeire.html

② もりぐち児童クラブ事業について

(1) もりぐち児童クラブ入会児童室

引き続き開設となっておりますが、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、家庭で監護が可能な場合は、利用を控えていただき、真にやむを得ない事情により利用される場合につきましても、必要最低限の時間のみの利用としていただきますようお願いいたします。なお、利用の際はお弁当を持参するようにしてください。

- ・ 5月11日(月)・12日(火)

午前8時から午後7時までの開設

- ・ 5月13日(水)から5月31日(日)の平日

正午から午後7時までの開設

(土曜日については通常通り午前8時より開設)

(2) もりぐち児童クラブ登録児童室

引き続き5月31日まで閉室となっております。

7) 学校施設の目的外使用について

引き続き6月30日まで、使用を不可とします。